

陸軍のアメリカ「研究」(その一)

加藤 陽子

はじめに

五年ほど前になるが、日米開戦に先立つ二〇年あまりの時期を対象として、日本の外交と内政について論じたことがある。¹⁾ 外交という側面では、互恵通商協定や中立法など、一九三〇年代のアメリカに特有であった法をめぐる日本側の対応や実際の外交交渉を描き、内政面では、参議制や大本営を利用した、陸軍中堅層によるさまざまな権力集中のための制度改革の試みについて書いた。その結果、アメリカの指向した互恵通商や中立という一見するところ緩やかな概念装置が、思いのほか効果的に日本を縛っていたのではないか、また、合議的分権的な軍部の体質の克服をめざした陸軍中堅層の改革の挫折は、陸軍による政治革新のテンポの低下すら招いていたのではないか、といった見通しを得ることができた。

その論文を一冊の本にまとめる際、筆者は、通常、開戦への諸条件

がだんだん出揃ってゆく過程として描かれることの多い一九三〇年代の外交と内政を、そうではない過程として書いてみたいと思っていた。考えてみれば、一回しか起こらない歴史上の出来事について普遍性をもって語るのには、想像以上に難しいことなのである。ならば、一歩でも普遍に近づく一つの方法として、例えば、ある事項を成立させる方向にはたらく要因に注目して書いていたら、今度は逆に、崩壊させる方向にはたらく要因に注目して、まったく別の物語を書く必要もあらうと考えていた。

ところが、少なからぬ方から、当該期の陸軍のアメリカ観²⁾がどのようなものだったのか、またロシア(ソ連)を仮想敵国としてきた陸軍が対米開戦への最も熱心な推進役となつてゆくのはなぜか、この点について明らかにしないのは、二階に上げて梯子をはずされたような気分であるとの感想をいただいた。もつともな疑問である。

この難問に答え、かつ先ほど述べた普遍性を獲得するための方法にも忠実であらうとすれば、どのようなアプローチが可能であらうか。

その一つの試みとして、大正末から昭和初年にかけて、すなわち一九二〇年代における、日本陸軍のアメリカ「研究」の実態を見ながら、二〇年代に始まる萌芽的な日米対立の構図を概観しておくことには意味があると思われる。その理由を述べる前に、まず一九二〇年代の日米関係について主要な研究の蓄積を一瞥しておきたい。

一つは、いわゆる排日移民法問題⁽³⁾をその契機として、日米双方に一時的に芽生えたウォーステアを何らかのかたちで問題とした論稿であり、いま一つは、ワシントン会議後の日米双方の海軍における、予算獲得問題や戦略プランを考察の対象にした論稿である。二つをまとめれば、移民制限法で一時的にせよ劇的に高まった日米双方の感情的対立が、海軍軍縮や「大正デモクラシー」の風潮によって沈静化し、それは、陸軍においてすら、軍隊内務書の改定⁽⁵⁾に見られるような、デモクラシー状況に対応した施策をとらざるをえなくなるほどのものだった、という説明になる。

さらに、満鉄や東拓の事業拡大を支える資金をアメリカから調達するため、日本側が意識的に対米接近を図ったこと⁽⁶⁾や、一九二〇（大正九）年五月一日の、日米両国銀行団を含む、中国を対象とする国際借款団の成立などからもわかるように、東アジアの市場をめぐる日米対立を氷解させる、経済の分野での安定的関係の構築が二〇年代に進展したことが説明される。

このように、二〇年代の日本にとってアメリカとは、確かに外交の対象としては、日露戦争後のそれとは違い、緊張関係に立つ国ではなかった。経済と通商関係にいたっては、むしろ緊密な結び付きが安定的に構築された。しかし、同時に、国防の対象としてのアメリカが、むしろ将来的に敵対する可能性のある仮想敵国として、研究を要する

国として位置づけられ始めたことは確かなことであった。アメリカにとっての日本についても、同様のことがいえるだろう。ヴェルサイユ・ワシントン体制期の陸軍は、アメリカの何を見ていたのだろうか。それを本稿では考えてみたい。

筆者は、ワシントン体制の限界や幣原外交の脆弱性を指摘するためこの論稿を書こうとしているのではない。ジエームズ・クラウリーが先駆的にその重要性を指摘した⁽⁷⁾、戦前期の日本にとっての国防概念、すなわち国家の安全保障の概念と、外交政策形成との関連性を、多少とも明らかにしたいがためである。さらに、ある二国の関係が現状では良好であっても、陸海軍を総合した軍事力の差や、その開発保有している兵器の性能差からくる、国防面での力量の差は、二国の力関係を否応無しに根本のところ規定するのではないだろうか。次に引くのは、一九二三（大正一二）年の「宇垣一成日記」⁽⁸⁾である。政党内閣に最も理解のあつた陸相といわれるようになる宇垣（清浦奎吾、加藤高明、若槻礼次郎、浜口雄幸の各内閣で陸相）においてすら、「国防」という用語から喚起されるものは、次のようなものであつたことに注意しておきたい。

武力を以て他邦の領土内より帝国の生存又戦争遂行に要する物資を徴集せざるべからざることがある。勉めて避くべきことであるけれども、相手の仕向け如何によりては滅亡か此の強制手段によりて生存するか二者の外に採るべき道の絶無なることがある。国防には此究極の処まで考へて置かねばならぬ。

一 日本とアメリカの国防方針

一九〇七（明治四〇）年に策定され、一九四一（昭和一六）年の日米開戦までに三度の改定を見ている国防方針中に、アメリカはどのように描かれてきたのだろうか。また、日本とアメリカは、三大海軍国のうち、太平洋をはさんで対峙する二国であり、当時は大艦隊同士の一大決戦で勝敗が決せられると考えられていたので、両国の国防方針はおのずから一定の対応関係をもったものになっていったと考えられる。よって、日本の国防方針だけではなく、それに一定度の対応関係に立ったアメリカの対日戦争計画案にも一瞥を加えておこう。

（一）一九〇七年の国防方針

一九〇七年四月四日に策定された国防方針（「日本帝国ノ国防方針」、「国防ニ要スル兵力」、「帝国軍ノ用兵綱領」の三要素からなる⁹）においては、想定敵国の第一にロシアが挙げられ、米、独、仏の諸国がこれに次ぐ、とされていた。具体的には、陸軍の正面はロシア陸軍とし、海軍の正面はアメリカまたはドイツ、次いでロシアといったように、いずれにしても一国を想定敵国としていた。¹⁰この時の「日本帝国ノ国防方針」中、アメリカに言及されているのは、第四項「敵手タルヘキモノ」の想定の部分で、露国に次ぐ部分である。「米國ハ我友邦トシテ之ヲ保維スヘキモノナリト雖モ 地理、経済、人種及宗教等ノ関係ヨリ觀察スレハ 他日劇甚ナル衝突ヲ惹起スルコトナキヲ保セス」¹¹。

後述するように、前年の一九〇六年にカリフォルニアで起こった事態を考えれば、短い記述ではあれ、「人種」問題から激しい対立が惹

起されるとの判断は的確なものであろう。「帝国軍ノ用兵綱領」中には、海軍の作戦対象として「米國ニ対スル作戦ハ開戦劈頭先ツ敵ノ東洋ニ於ケル海上兵力ヲ掃蕩シ以テ西太平洋ヲ制御シ且帝國ノ交通路ヲ確保シ併セテ敵艦隊ノ作戦ヲ困難ナラシム 敵本国艦隊進出セハ之ヲ我近海ニ邀撃撃滅ス」¹²との記述があるのみである。陸軍の作戦は考えられていない。

いっぽうアメリカ側で対日作戦が策定される背景には、一九〇六年三月七日に、カリフォルニアの州議会が日本移民制限の決議案を採択したことなどに現れた、人種問題の発生があった。さらに同年四月八日、サンフランシスコを襲った地震と火事による大損害の渦中で、東洋人に対する大規模な略奪・暴行事件も起こった。これを受けて、一九〇六年アメリカ海軍総会議は日本を潜在的敵国とした場合の、「対日戦争計画」を策案した。¹³日本が国防方針を策定する一年前、セオドア・ローズヴェルト大統領時代のことである。翌年の一九〇七年一月から二月にかけて、陸軍大学に陸海軍将校五名からなる陸海軍統合幕僚委員会が編成され、対日戦争基本計画に基づいて、兵棋演習を行っている。

アメリカの対日作戦計画（オレンジ計画）（アメリカは想定敵国を色で表しており、日本はオレンジであった）¹⁴についての大作を著したエドワード・ミラーによれば、海軍総会議の史料からは、同会議が策定した一九〇六年の対日戦争プランにはすでに、アメリカを勝利に導く戦略の主要な要素を、「日本の通商を最終的に完全に孤立させる」¹⁵点に求めた完全封鎖の発想が見えていたという。

(二) 第一次改定と第二次改定

一九一八(大正七)年六月二十九日に裁可された国防方針の第一次改定では、アメリカ・ロシア・中国の複數国を想定敵国とした。

今回の国防方針改定の背景には、対華二一カ条要求やそれに付随して起こった排日運動があった。一九一七年度から対支作戰計画は年度計画に載るようになり、陸海軍協同の対支干渉政策も練られるようになった。⁽¹⁵⁾ さらに、陸軍の対米作戰計画が初めて具体化された点に特徴があった。⁽¹⁶⁾ さらに、アメリカの極東への政治的経済的關心の増大と、日本の南滿洲權益の獲得・韓国併合とによって、日米両国の利害の対立が顕在化し、疎隔の傾向が強まったこと⁽¹⁷⁾を背景にしている。陸軍の作戰目的は、フィリピンのマニラとスピク湾を確保して、海軍の根拠地となすこと⁽¹⁸⁾におかれていた。

外交的な緊張緩和の試みは、前年の一九一七年一月二日の石井・ランシング協定によって、一度度進んではいた。協定の内容は、いっぽうで、アメリカの中国政策の一般原則(中国の独立と領土保全、門戸開放・機会均等)を確認し、いっぽうで、日本が主張する南滿洲・東部内蒙古における特殊利益を、日本がその地理的位置の結果として有するところの特殊利益、と限定的に定義することで、両立しがたい二国の主張に妥協点を与えたものだった。

一九二三(大正一二)年二月二十八日に裁定された国防方針(第二次改定)では、陸海軍共通の仮想敵として第一にアメリカの名前が挙げられた。第一次大戦により世界第二位のドイツ海軍は完全に解体された。そのため、ワシントン海軍軍縮条約により、結果的には歯止めはかかったものの、第一次世界大戦後の建艦競争は日米間で始まり、一

九二〇年にアメリカが行った一〇隻の主力艦の起工は、弩級戦艦の登場以来どの国もやったことのない、猛烈なペースの建艦であった。⁽¹⁹⁾ 日本も同じ年に、八・八艦隊計画を盛り込んだ法案を成立させていた。

第二次改定は、ロシア帝国の崩壊、日英同盟廃棄、ワシントン海軍軍縮条約の締結を背景としてなされたものである。技術的には、主力艦の対米比が六割となったワシントン海軍軍縮条約以降の事態を受けて、「用兵綱領」をも修正するための改定でもあった。決戦前のアメリカ側の海軍力を「減殺」しておく必要が生まれ、大型巡洋艦と潜水艦の役割が重視されるようになった。⁽²⁰⁾

さて、五つの節からなる「帝国国防方針」の第「三」節に、次のような文言があることに当面注意しておきたい。⁽²¹⁾

政局紛糾 禍機醞釀ノ起因ハ主トシテ経済問題ニ存リ 惟フニ大戦ノ創痕癒ルト共ニ 列強経済戦ノ焦点タルヘキハ東亞大陸ナルヘシ 蓋シ東亞大陸ハ地域广大 資源豊富ニシテ他国ノ開発ニ俟ツヘキモノ多キノミナラス巨億ノ人口ヲ擁スル世界ノ一大市場ナレハナリ 是ニ於テ帝国ト他国トノ間ニ利害ノ背馳ヲ来シ 勢ノ趨クトコロ遂ニ干戈相見ユルニ至ルノ虞ナシトセス 而シテ帝國ト衝突ノ機会最多キヲ米国トス

経済問題からする国家間の対立を重視し、日本と衝突する可能性の最も高い国としてアメリカを挙げている。中国をめぐる利害の対立からする日米対立を端的に想定している。中国をめぐるとしても、フィリピンの攻略についての海軍作戰の補助、というこれまでの存在意義を一步進めざるをえなかった。というのは、この時期以降、陸軍が中国への作戰や占領計画をプランニングする際には、当然のこととして対米作戰との関連をおのずから想定せざるをえなかったであろうし、事実そ

れは史料上からも確認できる事態となつてゆく。

陸軍省からの発翰及び接受した文書を、陸軍大臣官房が一定の区分により編綴した簿冊を「陸軍省大日記」といい、「軍事機密大日記」、「密大日記」、「永存書類甲輯」などが含まれる。そのうち、たとえば「密大日記」には、官制官規・兵役・作戰・検閲・演習・通信・外交などに区分された資料のうち、秘密区分「秘」のものが含まれる。この「密大日記」を見ると、一九二三（大正一二）年の年から、分類の項目として「情報（支那）の部」が新設されていることがわかる。⁽²²⁾

その内容の大部分は、支那在勤帝国公使館付武官（林弥三吉）からの報告によつて占められていた。いわく「大正拾貳年貳月廿壹日 北支那ノ攻略作戰ニ就テ」「大正十二年十二月五日 北支那ノ特性ニ鑑ミ作戰資料編成裝備ニ関スル研究」など。このような駐在武官からの報告で注目されるものに、軍務局長畑英太郎、軍事課長杉山元、軍務局課員梅津美治郎が閲覧したことの判る「支特報第拾貳号 日本陸軍ノ国防上支那軍権者ニ対スル方針」には、例えば次のように書かれている。

（中国は、引用者註）軍権者ノ割拠状態ヲ繼續スルナラン 之二
モ係ラス一方ニハ日本帝国ノ対米英作戰ハ最モ真率ニ最モ迅速ニ
其準備ヲ完成セサルヘカラサルノ情況ニアリ。

このような状況を前提とすれば、「対支作戰ハ固ヨリ之レヲ準備スヘキモ、吾人ハ支那以外ノ第三国トノ戰爭ニ於テ、支那ヲシテ帝国軍ノ与国タラサルヘカラサルカ如ク、平時ヨリ支那軍権者ヲ掌握スルノ手段ヲ講スル」必要があるだろうと述べている。対米英作戰の際に、中国を与国とできるように、地域の実質的な軍事力掌握者との密接な関係を築いておくことの重要性を説いている。

駐在武官のもの以外にも、陸軍大臣に宛てた「大正十二年六月三十日 支那駐屯軍司令官鈴木一馬 北支那軍事調査ノ件報告」（「北支那軍事調査報告」は支那駐屯軍司令部の作成で、大正十二年五月末日調）などが注目される。直隸省、熱河、チャハル、綏遠、外蒙古、河南省、山西省、陝西省、甘肅省、新疆省、の中国側の駐在軍隊の能力について、隊長の系統・経歴、裝備、兵力、編成要領、教育などの項目について、詳細な調査を行っていることがわかる。

作戰計画に任じていた參謀本部でも、一九二三（大正一二）年七月一日付の「支那ノ現状ニ対スル策案 參謀本部」を作成し、翌日の一二日付で陸軍省に送付していた。陸軍省では、大臣の田中義一、次官の白川義則、副官の松木直亮、軍務局長の畑英太郎が閲読していることの確認できるこの書類の要旨は、次のようなものだった。

まず、中国の将来を「依然不統一ナル現状ヲ持續スルモノト」と判断し、すべての計画はこの分析を前提にしていると述べる。对中国の国際関係は、列国協調主義によるほかないとしながらも、「英米ニ対シテハ不即不離ノ關係ヲ保チ、窮極ニ於テ極東ニ於ケル英米利害ノ一致セサル關係ニアルヲ利用シ、成ルヘク両国勢力ヲ相牽制セシムルヲ得策ナリトス」と判断していた。東三省の特殊權益問題については、「華府會議ニ於ケル門戸開放國際協調主義ノ確認及石井『ランシング』協約等ノ廢棄ニヨリ、滿蒙特種地位ノ國際的承認消滅ニ近キ今日ニ於テハ、実力ノ扶植ニ依リ当初ノ目的ヲ達成スルコト特ニ肝要」との判断が見え、日本の東三省權益が國際協約上の実質的承認をもたない、不安定なものとなった現状を自覚しているさまがうかがえる。

さて、アメリカにおいて、オレンジ・プランが正式の計画として採用されるのは、日本で国防方針の第二次改定のなされた翌年、一九二

四年九月⁽²³⁾からであった。多数のオレンジ・プランが存在したが、一貫していたのは、日米の戦闘を三段階として想定することだった。第一段階は、フィリピンやハワイなどアメリカ側根拠地を日本側が攻撃することで始まり、第二段階は、アメリカ側が西太平洋ににじりよつてゆく過程で、第三段階は、海空からの爆撃封鎖によって日本を包囲する、というコンセプトになっており、第二段階のバリエーションは多々あった(フィリピンの地上兵力の利用の度合いなど)が、第一と第三の段階についての想定には、ほとんど変化がなかった。

日本を海から包囲して降伏させる——アメリカがオレンジ・プランを立てるようになって以来、この戦略は一度も変わっていない。この考え方は、陸の戦力を海の戦力で圧倒するというオレンジ・プランの基本理念と一体になっていた。⁽²⁴⁾

日本海軍の対米作戦計画の詳細はここでは論じないが、以上のようなアメリカ側のプランの一端を日本側が予想していたとすれば、日本陸軍によって対中国作戦のさまざまな案が、この時期に真剣に検討されている意味については、あらかじめ考えなければならぬと思われる。単に第一次世界大戦の戦訓を学んで、総力戦思想に触発されたゆえに、きたるべき総力戦に備え中国で資源を獲得しておくという、一般論だけではなからう。「海の戦力」で包囲されても対応できるように、「陸の戦力」で何ができるかを考えるのは、宇垣のいう「究極の処まで考へて置かねばならぬ」国防担当者の当然の発想ではなからうか。参謀本部第六課では、一九二二(大正一一)年五月の時点で、「秘支那資源利用ニ関スル觀察⁽²⁵⁾」という資料をまとめていた。この資料中には「国軍兵力(約四十師団)ト支那及沿海州資源トノ関係」として、鋼・鉄・鉄鉱・石炭・鉛・亜鉛・錫・綿花などの品目を横に、それ

ぞれについて、戦時日本の不足する量、満蒙・東部内蒙古、沿海州、北支那などの産出量を縦にとつた表が添付されている。本資料の緒言は次のように書きだされていた。

戦時我国資源ハ到底自給自足スルコトヲ得スシテ、他国ノ供給ヲ必要トスルコトハ既ニ世人周知ノ事ナリ。而テ是等不足資源ハ海上交通ノ安全ヲ確保シ難キニ至テハ、支那西伯利等ノ大陸ニ求メサルヘカラス。然ルニ西伯利ニ於ケル軍需資源ハ現在貧弱ニシテ利用ノ価値甚タ少ク、従テ戦時帝国ノ絶対不足資源ハ支那ヨリ之ヲ求メサルヘカラス。

海上交通の途絶する戦時を考えれば、中国とシベリアなど大陸系資源に依存する事態が考えられるが、シベリアの資源は乏しいので、日本の不足資源は中国に求めざるをえない、と判断していたことがわかる。資源の具体的収集利用については、中国が日本に好意を有する場合、厳正中立を守る場合、敵意を有する場合、敵国となりたる場合、の四通りを想定しており、四つめの場合に「資源獲得ノ目的ヲ以テスル一部作戦ヲ実施スルヲ必要トスヘシ」と予想していた。特に満洲産の鉄は製鉄原料に不向きであるから、大冶の鉄鉱の利用が最も緊要であるが、「大冶ニ兵ヲ進ムルコトハ必シモ不可能ニ非ルカ故ニ、内地上海間ノ海上交通可能ナル以上之ヲ利用シ得ヘシ」との見通しをもっていた。この後、実際に日中戦争が開始される一九三七(昭和一二)年、日本軍は大冶への作戦を行つている。八年にわたる日中戦争の全過程を想定しながら、どの作戦が「資源獲得ノ目的ヲ以テスル一部作戦」であったのか、個々の作戦の性格を確定する作業が、日中戦争と太平洋戦争の因果関係を考える上で必要になってこよう。

二 アメリカについての情報

(一) 筑紫熊七中将の欧米視察と国防会議

陸軍の国家総動員施策についてまとめた研究として、現在もその画期的意義を失わない論文に、山口利昭「国家総動員研究序説——第一次世界大戦から資源局の設立まで」⁽²⁶⁾がある。この論文でおそらく最初に言及されてから、その存在を知られるようになったものに『秘 筑紫中将戦時欧米視察報告』⁽²⁷⁾がある。一九一八(大正七)年一月三日に出張の命を受けた筑紫の兵科は砲兵(当時は重砲兵監、一九一八年一月に兵器局長)であり、随員の吉田豊彦砲兵大佐、内田三郎工兵大尉の兵科からもわかるように、主に軍需工業動員に力点をおいたアメリカ視察を要請された。調査事項としては、「兵器行政並工業及経済二関スル動員並其ノ実施状態」、「戦争ノ需要ニ伴フ各国ノ自給力及之ニ対スル処置」などが挙げられている。

この視察報告で強調されているのは三点であり、一つめが、中等教育を受けた者を特別のプログラムによって予備役将校にする制度(予備将校教育団)との訳を当てられ紹介されている(であった。高等教育を受けた者を軍隊内にとのよう定着させるかという問題は、第一次世界大戦の参戦諸国について、将校不足の深刻な状況を知る立場にあった日本側にとっても喫緊の関心であったから、この点に注意が向けられたのもうなずける。

予備将校教育団は、一九一六年の国防法(National Defense Act)を根拠として設置されたもので、満一四歳以上の体力壮健な米国民で、公立・私立の中学校から教育年限四年の大学にいたるまでの学生

を対象として、毎学年毎週平均三時間を軍事教育に当てた。アメリカ参戦後は、予備将校教育団の制度を廃止し、予備将校志願者には普通の課業を廃止し、三カ月間の軍事教育を施し、卒業後には陸軍の将校訓練所で三カ月の速成教育を受け、予備将校としたことが紹介されている。⁽²⁸⁾

筑紫の報告で初めて日本に紹介されたと考えられる、この予備将校教育団の制度以外にも、同様のアメリカ特有の施設について、今日得られる情報も含めて説明を補っておこう。⁽²⁹⁾ Military Training Camps Association (MTC A) 軍事訓練野営協会との訳を日本陸軍は当てている⁽³¹⁾は、一九一三年夏アメリカ陸軍が、大学生を対象とした軍事訓練野営を実施する目的で設置したもので、本協会は、実験的に二つの野営場(一つはペンシルヴァニアのゲチスバーグ、一つはカリフォルニアのモントレイ軍根拠地のそば)を設けて訓練を行った。一九一七年四月アメリカが参戦すると、軍事訓練野営協会は陸軍長官に対して、この野営を将校速成教育私設機関として性格を変えよう提言し、実際に将校補充について効果をあげることができた。⁽³²⁾

その結果、アメリカ陸軍省と M T C A の協力の下に、Citizens' Military Training Camps (C M T C) 日本陸軍はこれに米国民軍事訓練野営との訳語を与えている)が、一九二〇年の国防法中に市民軍事訓練野営についての条項を基礎として発足するようになった。さらに、一九二二年一月、陸軍長官は書翰の形式をもって、軍事訓練野営協会を、市民軍事訓練野営に関する陸軍省の補佐機関として公認した。その内容は、「自今軍事訓練野営協会ヲ以テ市民軍事訓練野営志願者ヲ召募スル為メ、陸軍省ニ協力スル団体トシテ公式ニ認定ス」⁽³³⁾というものであった。

アメリカの予備将校教育団や市民軍事訓練野営についての施策は、日本の軍関係者以外にも注目されていた。それは、「兵式訓練と在学年限の短縮の問題」についての諮詢を受けていた文政審議会において、一九二五（大正一四）年一月一〇日の会議の席上、山川健次郎が、イェール大学の軍事教練について委員の注意を喚起する発言を行つてゐることからも知られる。文政審議会でこの問題が論議された背景には、⁽³⁵⁾同年四月一日に公布される陸軍現役将校学校配属令の問題があつたのである。

亜米利加辺リデハ、大ピラニ学校ニ於テ軍事教育ト云フコトデヤツテ居ルノデアリマス、ツイ此間亜米利加ノ「エール」大学ト云フ大学カラシテ、其会計報告ヲ送ツテ来マシタノヲ見マスト云フト、其費用ノ中ノ軍事諸費ト云フ科目ニ以テ行ツテ五萬圓ダケ計上シテ居ルノデアリマス（中略、引用者）決シテ「エール」大学バカリデハナイ、亜米利加ノ多クノ学校ハ皆ヤツテ居ルノデアリマス。

自身、イェール大学で土木工学を学んだ山川は、軍国主義は侵略主義という意味で悪いのであつて、「学校ニ於テ軍事教育ヲ為スノハ、全く国防ノ為ニ人ガ我ヲ侵スト云フ時ニ、国民ガ武器ヲ取ツテ防グガ為メノ能力ヲ増進スルノヲ誰ガハ悪ク言ヒマセウ」との論を展開し、諮詢案を支持していた。

次いで、筑紫の視察報告の二つめに注目されていたのが、一九一六年八月二九日に大統領の裁可を経て成立した国防法（Army Appropriation Act 通常 National Defense Act と称する）だつた。同法は、主として陸軍予算の拡張を規定する法であつたが、アメリカの工業動員についても同法中に規定していた。特に注目される条項は「大統領

ハ、戦時又ハ危急ニ際シ其ノ品種ノ製造ニ従事シツアル個人又ハ団体ノ営業者ニ、随時政府購買ノ命令ヲ發シ得ルコト。又此等営業者ハ此ノ命令ニ対シ服従ノ義務ヲ有スルコト、若シ営業者ニシテ此ノ命令ヲ拒絶シタルモノ、又ハ陸軍大臣ノ命シタル軍用諸品ノ数量ニ応セサルモノ、又ハ陸軍大臣ノ定メタル各種軍用品ノ価格ニ従ハサルモノアル場合ニハ、此等営業者ノ政府ニ没収シ陸軍兵器部ヲシテ之カ製造ヲ行ハシムルト同時ニ営業者ハ重罪犯人トシテ処分スルコト」⁽³⁶⁾であり、営業権の没収など、かなり強硬な手段を規定しているところが注目される。

筑紫の報告書は三つめに、一九一六年八月のいわゆる国防法に基づいて設置された国防会議（Council of National Defense）を紹介している。⁽³⁷⁾国家の安寧と国力の増進、国内の産物や工業上の統制を図るために設置され、陸軍長官を議長として、海軍長官・内務長官・農務長官・商務長官・労働長官、そして特別の知識を有する七名以内の顧問委員会（大統領による指名）から組織されていた。国防会議は、鉄道の統制、水運の利用方法、軍需品の戦時動員、外国貿易が途絶した場合の必需品の生産増加、生産物の産額・産地・産出方法や軍需品としての供給力、などの事項について調査し、意見を述べ、監督する権限をもつとされていた。⁽³⁸⁾会議設置以降の業績としては、電信電話会社の統一、鉄道就業者の同盟罷工中止などが挙げられている。

日本側の注意をひいたのは、アメリカ陸軍の拡張予算を決めた国防法や、陸軍長官を議長とする国防会議が、広範な産業動員のための規定や労働力動員の規定を含みこむものだった点に求められるのではないだろうか。その点について、これから説明を加えてゆこう。一九二三年（大正一二）年三月一六日付で参謀本部から陸軍省に八部送付され

た「米國産業動員計画ノ進捗ニ就テ」との文書は、大臣、次官、軍事課、工政課、作戦整備課に配布されたことが確認できるものである。産業動員の責任者であるアメリカ陸軍省次官が、陸軍省による産業動員計画完成の目的をもって、一九二三年二月初旬までに米國全土をまわった様子が報じられている。

一行ハ各地方ニ在ル陸軍諸機関及有力ナル実業家、製造工業家等ト会同シ、軍需品ノ製造ニ関スル工場ノ選定並産業動員ニ要スル地方的施設、即チ各地方毎ニ予備將校及民間有力者ノ志願者ヲ以テ、産業動員関係要員ヲ養成スル件等ニ関シ協議ヲ遂ケ、且本動員ニ関係ヲ有スル地方諸問題ニ関シ一般的ニ懇談セリ。

産業と労働をも統括する法と機関としての国防法と国防会議といった側面は、当然のことながら日本において軍関係者以外の注目するところでもあった。内務省社会局労働部勞務課作成の「大正十五年八月秘 國家総動員ト労働者トノ關係」⁽⁴¹⁾は、大戦中の英国、米國における兵員の調達と労働力問題の調整と政府の措置を考察したものである。アメリカについては、「対独宣戦前二年八月、ヨク列強ノ為ス所ニ注意シ、其ノ無尽ノ天産ト大戦後獲得セシ巨額ノ富力トヲ擁シテ、徐ロニ備フル所アリ」と高い評価を与えている。さらに勞務課作成の同資料は、宣戦に先立つ一カ月前に国防法を制定して、戦時における工業上の國家強制権に関する諸規定をアメリカ側が作成したことをまとめ、国防会議の構成員の一人である労働長官が、労働爭議調停・労働仲介の指導にあたる職責をもち、国防會議顧問委員會のうち、労働部長に米國労働同盟首領のゴンパースを就任させて、同盟罷業・工場閉鎖に対する防遏に絶大なる効果をもたらしたことを報じていた。

これまでの研究の多くは、第一次大戦に参加したヨーロッパ諸國の

情報を日本側が吸収する様を描いてきたので、本稿では、筑紫熊七中将の報告書をみながら、アメリカに関する情報を三点にわたってみてきた。ワシントン會議後のアメリカが、総動員体制を着々と整備しつつあるという状況は、次に述べるような日本の帝國議會における「日本にも国防會議を」という建議をうみだしてゆく。

一九二五年の第五〇帝國議會における、国防會議設置をめぐる議論は、これ以降の陸軍を、國家総動員準備機關設置に向けて、後押しするものとなった。衆議院では、同年一月三〇日に蟻川五郎作ほか三名の賛成を得た「国防會議設置ニ関スル建議案」と、二月三日に長岡外史ほか三名の賛成を得た同名の建議案が提出され、三月一〇日の委員會で、二つの建議案を一つのもの、すなわち「防務委員會設置ニ関スル建議」という名称に変えて、三月三日、政府に提出されている。⁽⁴²⁾

蟻川らと長岡らの建議理由書には、ややトーンに違いがあるので、それを引いておこう。まず蟻川五郎作の建議理由書は、次のように官民一致の、ひろく國民の諒解を得た国防を考えるための国防會議の設置を求めたものだった。

現今ノ戦争ハ国力ノ戦争ナリ。故ニ国防ノ整備ニ就テハ軍部当局ノ外、直接間接之ニ關係アル各方面ノ官民ヲシテ予メ其ノ議ニ參画セシムヘシ。是レ実ニ國民ノ諒解アル国防ヲ作成シ国防ノ基礎ヲ強固ニシ、又其ノ実施ニ遺憾ナカラムル所以（後略）。

それに対して、長岡外史の建議案理由書は、機関の統合力の強さにポイントをおくものとなっている。

帝國將來ノ国防ハ、國家ノ総力ヲ以テ之ニ當ラサルヘカラス。國民総動員ヲ以テスル國民戦ノ準備ノ統制ハ、全知全能ヲ尽シテ精

神の物質的能力ノ組織連繫統一ヲ図リ統帥權ノ徹底ヲ期セサルヘカラス。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

この二つの建議を一つにまとめて政府に提出した際には、上述のような特色は払拭されて、単に国家総動員員に対する準備を遺憾なく進めるように、との建議になっている。貴族院においても、同年三月二十四日徳川義親ほか一〇名の發議者（賛成者は一二九名）の名前で、「国防ノ基礎確立ニ関スル建議」がなされ、三月二十七日、議決の上政府に提出された。

この貴衆両院の建議を陸軍省は最大限利用する。陸軍省の發案で閣議請議を行った際の文書「国家総動員機關設置ノ為準備委員會設置ニ関スル閣議案（陸軍省ノ原案）⁽⁴³⁾」には、「国家百般ノ資源及其ノ需給状態ノ精査ノ如キハ、奮ニ国防上総動員ノ為之ヲ必要トスルノミナラス、帝國ノ現下喫緊ト認ムル産業ノ助長並社会政策ノ立案上ニモ亦欠クヘカラサル基礎的要素」である、との認識が見える。産業と社会への目配りを加えたところに、一つには時代の要請を、一つにはアメリカの国防會議と無縁に生まれたわけではないその出自を、感じさせるものとなっている。そして、このような準備をする機運も、両院の建議によっても明らかかなように熟しているのだ、と説明を加えている。一九二六年四月二〇日、準備委員會設置は閣議決定をみた。

翌日の四月二一日付「大阪朝日新聞」は、「欧州諸国では戦後の体験から国家総動員員の必要なるを痛感し、アメリカもまた徹底的総動員を計画して太平洋に大艦隊の演習を敢行したり陸上に全米総動員員などを決行して、世界の注意を喚起したが」、日本でも総動員員の準備委員會を發足するところまでいったと、満足する調子で大きく報じた。

(未完)

注

- (1) 加藤『模索する一九三〇年代 日米關係と陸軍中堅層』（山川出版社、一九九三年）。
- (2) この問題についての先行研究として、藤原彰「日本陸軍と対米戦略」、細谷千博ほか編『日米關係史』2（東京大学出版会、一九七一年）所収。
- (3) 有賀貞「排日問題と日米關係」、入江昭・有賀貞編『戦間期の日本外交』（東京大学出版会、一九八四年）所収、麻田貞雄「両大戦間の日米關係」（東京大学出版会、一九九三年）。
- (4) 麻田前掲書、ウィリアム・ブレイステッド（麻田貞雄訳）「アメリカ海軍とオレンジ作戰計画」、細谷千博・斎藤真編『ワシントン体制と日米關係』（東京大学出版会、一九七八年）所収。
- (5) 遠藤芳信「大正デモクラシー下の日本軍隊の思想動向」、『歴史学研究』第四九七号（一九八一年一〇月）、のちに同「近代日本軍隊教育史研究」（青木書店、一九九四年）所収。浅野和生「大正デモクラシーと陸軍」（慶応通信、一九九四年）第四・五章。
- (6) 三谷太一郎「ウォール・ストリートと滿蒙—外債發行計画をめぐる日米關係」、前掲『ワシントン体制と日米關係』所収、同「日本の國際金融家と國際政治」、佐藤誠三郎ほか編『近代日本の對外態度』（東京大学出版会、一九七四年）所収。
- (7) James B. Crowley, *Japan's Quest for Autonomy, National Security and Foreign Policy 1930-1938*, Princeton: Princeton University Press, 1966.
- (8) 角田順校訂「宇垣一成日記 1」（みすず書房、一九六八年）四二二頁。大正一二年五月から六月に書かれたと推定される記事。
- (9) 国防方針については、次のような論文がある。黒野耐「帝国国防方針」『政略考』、『國際政治』一一二号（一九九六年五月）。同「第一次大戦と国防方針の第一次改定」、『史学雑誌』第一〇六編第三号（一九九七年三月）。小林道彦「帝国国防方針」再考—日露戦後における陸海軍の

- 協調、『史学雑誌』第九八編第四号（一九八九年四月）。高貴武治「国防方針、所要兵力、用兵綱領の変遷（上）（下）」、『軍事史学』第八卷第四号（一九七三年三月）、第九卷第一号（一九七三年六月）所収。斎藤聖二「国防方針第1次改訂の背景——第2次大隈内閣下における陸海軍關係」、『史学雑誌』第九五編第六号（一九八六年六月）。
- (10) 黒野「第一次大戦と国防方針の第一次改定」の註六八、六九。
- (11) 「明治四十年日本帝国ノ国防方針」（防衛庁防衛研究所図書館所蔵、以下防研と略す）。
- (12) 防衛庁防衛研修所戦史室著『戦史叢書 大本営陸軍部（一）』（朝雲新聞社、一九六七年）一六一頁。以下、『大本営陸軍部（一）』と略す。
- (13) 三木秀雄「アメリカ陸軍とオレンジ計画」、『軍事史学』第二次世界大戦（一）、第二七卷第一・三合併号（一九九一年二月）所収、六五頁。
- (14) Edward S. Miller, *War Plan Orange, The U. S. Strategy to Defeat Japan, 1897-1945*, Annapolis: Naval Institute Press, 1991, 162p. 邦訳 沢田博訳「オレンジ計画」（新潮社、一九九四年）。的確な翻訳だが、原書にある二〇頁にわたる註や付表が邦訳では落とされている。
- (15) 島貫「国防方針、所要兵力、用兵綱領の変遷（上）」一五頁。
- (16) 斎藤「国防方針第1次改訂の背景」二二頁。
- (17) 三谷太一郎「大正デモクラシーとワシントン体制」、細谷編『日米關係通史』（東京大学出版会、一九九五年）所収、七七頁。
- (18) 『大本営陸軍部（一）』二二三頁。
- (19) 山田朗「軍備拡張の近代史」（吉川弘文館、一九九七年）七七頁。
- (20) 同右書九四〜九六頁。
- (21) 島貫「国防方針、所要兵力、用兵綱領の変遷（下）」より再引用（六六頁）。
- (22) 「密大日記 大正十二年六冊ノ内第五冊」（陸軍省／密大日記／T二二〜五／一一、防研所蔵）。以下に言及する資料は、特に断らない限り、この簿冊からの引用である。
- (23) 『大本営陸軍部（一）』二五六頁。
- (24) Miller, *War Plan Orange*, 150p. 邦訳一五二頁。
- (25) 「密大日記」（陸軍省／密大日記／T二二／五／一一）。
- (26) 『国家学会雑誌』第九二卷三・四号（一九七九年二月）。ほかに参照すべきものとして、吉田裕「第一次世界大戦と軍部」、『歴史学研究』第四六〇号（一九七九年九月）、黒沢文貴「日本陸軍の総力戦構想」、『上智史学』第二七号（一九八二年一月）。
- (27) 秘 筑紫中将戦時欧米視察報告『陸軍省印刷、一九一八年二月』。
- (28) 加藤『徴兵制と近代日本 一八六八〜一九四五』（吉川弘文館、一九六六年）Ⅷ章参照。
- (29) 秘 筑紫中将戦時欧米視察報告』九四頁。
- (30) Donald M. Kingston, *Forgotten Summers, The Story of the Citizen's Military Training Camps, 1921-1940*, San Francisco: Two Decades Publishing, 1995, 1p.
- (31) 「大正十二年一月 参謀本部第二部作成 米国市民軍事訓練野営二閱スル官民提携ノ成立」、前掲「密大日記」（陸軍省／密大日記／T二二／五／一一）所収。
- (32) *Forgotten Summers*, 5p.
- (33) 前掲「大正十二年一月 参謀本部第二部作成 米国市民軍事訓練野営二閱スル官民提携ノ成立」。
- (34) 水岡定夫「学徒出陣」アメリカ版 プリンストン大学とフィッツジエラルド」、同「特講 フィッツジエラルド」（こびあん書房、一九九六年）所収。第一次世界大戦に際しての、アメリカ東部の大学における参戦熱の高揚について、ロスト・ジェネレーションの代表的な作家であるフィッツジエラルドの場合を論じたもの。また、第二次大戦時のハーヴァード大学については、原田譲治「ハーヴァード大学における第二次世界大戦 総長ジェイムズ・コナントを中心に」、白井厚編『大学とアジア太平洋戦争』（日本経済評論社、一九九六年）所収。

- (35) 「諮詢第四号 文政審議會議事速記録(二止)」(二A/三六/委三八八、国立公文書館所蔵)。
- (36) 『秘 筑紫中将戦時欧米視察報告』一一八頁。
- (37) The Council of National Defense (CND) の史料は、Record Group 62 として、米国立公文書館に所蔵されている。一九二一年六月三〇日まで機能しており、一九四〇年から四一年にかけて同様の名前で復活した。 *Guide to Federal Records in the National Archives of the United States*. Washington: National Archives and Records Administration, 1995.
- (38) 『秘 筑紫中将戦時欧米視察報告』一一〇頁。
- (39) 前掲『密大日記』(陸軍省/密大日記/T二二一五/一一) 所収。
- (40) 一九一八(大正七)年制定の軍需工業動員法に基づいて新設されたもの。陸軍省兵器局工政課。『戦史叢書 陸軍軍需動員(上) 計画編』(朝雲新聞社、一九六七年)七〇頁。
- (41) 「大正十五年公文雜纂」(二A/一四/纂一七四五) 所収。
- (42) 「国家総動員機関設置準備委員会設置ニ関スル件」、「公文類聚第五十編 大正十五年昭和元年 巻五」(二A/一二/類一五六一) 所収。
- (43) 同右。